

令和7年2月4日からの大雪に係る農業保険の対応について

令和7年2月4日からの大雪により被災された皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本組合では、大雪に伴う災害に際し、災害救助法が適用された市町村に住所を有している加入者等の農業保険の払込期限等を以下のとおり延長いたしますので、最寄りの支所へお申し出ください。

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

保険契約に係る保険料等の支払が困難である場合、一括支払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、災害等により大幅な収入減少が見込まれる場合は、保険期間中に保険金等の先払いとして、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

ア 果樹共済

令和7年3月20日の共済掛金の払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとしても、共済関係の解除はいたしません。

なお、このような取扱いとするのは、災害救助法が適用された日の翌日から起算して3か月を経過する日の属する月の末日までといたします。

イ 家畜共済及び園芸施設共済

家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間並びに園芸施設共済の共済掛金の払込期限について、災害救助法が適用された日から当該適用日の翌日から起算して3か月を経過する日の属する月の末日まで満了する場合には、当該期限等を災害救助法が適用された日の翌日から起算して3か月を経過する日の属する月の末日まで延長いたします。

ウ 建物共済及び農機具共済

共済掛金等の払込期限又は猶予期間について、本組合事業規程に基づき、共済掛金等の払込期限から1年を限度に払込期限又は猶予期間を延長いたします。

お問い合わせ先

中央支所 TEL 024 (933) 3307

県南支所 TEL 0247 (37) 1003

会津支所 TEL 0241 (28) 1111